

自動車リサイクル法とは？

ゴミを減らし、資源を無駄遣いしない循環型社会をつくるために、自動車のリサイクルについてメーカーや関連事業者、所有者の役割を決めた法律です。

2005年以降はシュレッダーダストを自動車メーカー・輸入業者がリサイクルすることになっており、2015年には車の総重量の95%がリサイクルされることとなります。

自動車リサイクル法では、所有者にリサイクル料金の支払いが義務づけられています。自動車の所有者は、自動車からメリットを受けており、リサイクル料金はその対価であること、大切な地球環境を守るために必要な料金だということをご理解ください。

リサイクル料金はいくら？

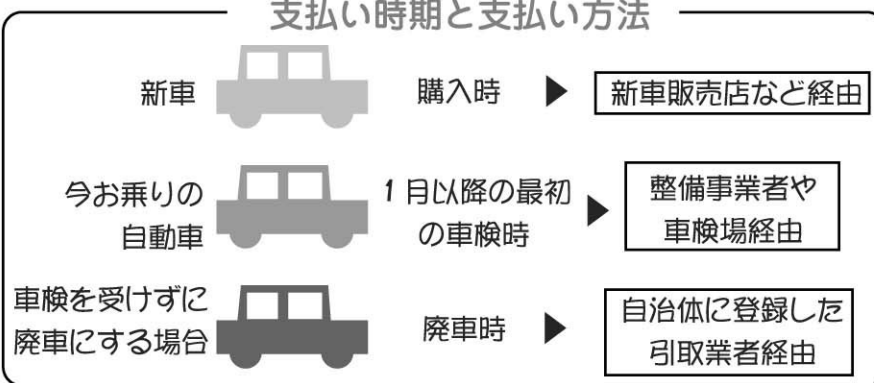
自動車のリサイクル料金は、メーカーや車種によって、一台ごとに違います。シュレッダーダストの発生見込み量や

フロン類の充てん量、エアバッグ類の個数・取り外しやすさによって決められます。

具体的な金額は、各メーカーが公表していますので、各社のホームページなどでご確認ください。

また、自動車リサイクル法では、リサイクル料金の前払い方式を採用しています。

支払い時期と支払い方法



お支払いいただいたリサイクル料金は、国の指定を受けた資金管理法人の(財)自動車リサイクル促進センターが安全・確実に管理します。

自動車を売ったりした場合は？

リサイクル料金の支払いは自動車一台につき原則一回限りです。リサイクル料金を支払ったときに、それを証明するために「リサイクル券」が発行されます。

リサイクル料金を支払い済みの自動車を、廃車にせず中古車として売るときは、このリサイクル券を次の所有者に譲渡してください。支払っていたリサイクル料金を中古車の売買代金の中に含めて、次の所有者から受け取るようになります。

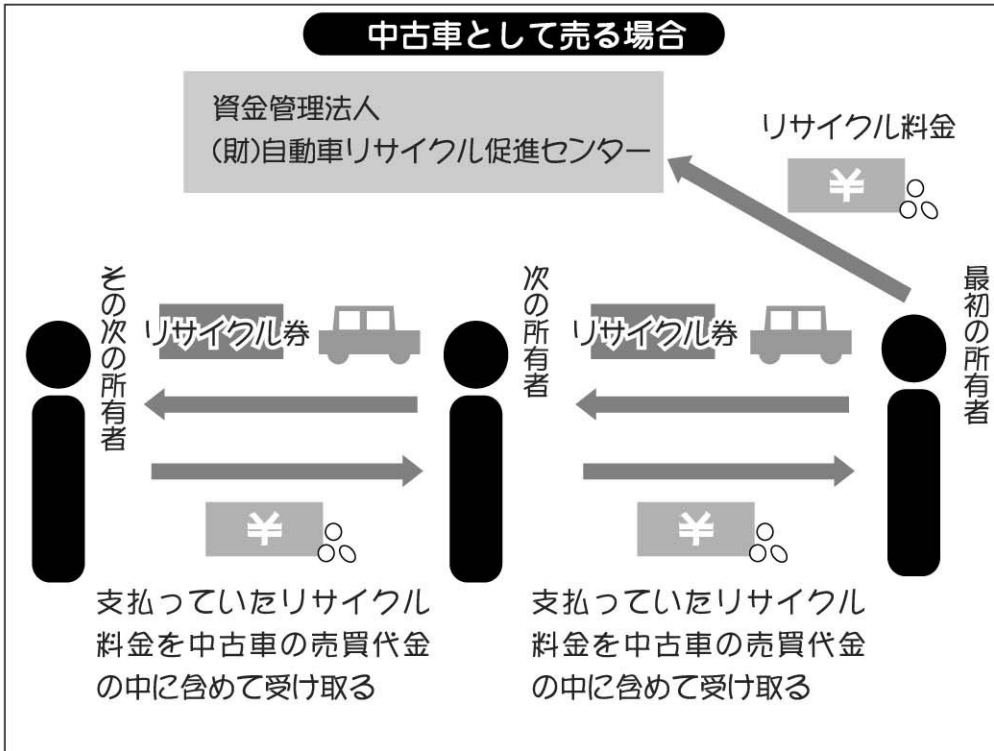
なお、2005年2月1日以降は登録・車検を受けようとする際に、国土交通大臣(運輸支局)などによってリサイクル料金が支払われているかどうかを確認されます。その際、リサイクル料金が支払われていることを証明す

るために、リサイクル券が必要となります。

リサイクル料金が支払われていない場合は登録・車検が受けられなくなりますので、リサイクル券は廃車にするまで、車検証とともに大切に保

管するようにしましょう。

中古車として売る場合



問合せは 環境課 ☎ 3805まで
《リサイクル料金について》
各自動車メーカー